

令和6年度第1回旭川市子ども・子育て審議会 議事概要

○開催日時

令和6年8月22日（木） 18:30～20:00

○開催場所

旭川市総合庁舎7階 大会議室A

○出席委員（19名）

赤坂委員，旭委員，荒木関委員，小野委員，貝沼委員，片桐委員，川西委員，楠井委員，
小山委員，佐々木純江委員，佐々木千夏委員，佐藤委員，多々納委員，中嶋委員，
長島委員，長野委員，中村委員，西田委員，猫山委員

○欠席委員（2名）

後藤委員，田中委員

○事務局（9名）

向井子育て支援部長

子育て支援部 福田主幹

子育て支援課 香川課長，高橋主幹，川口主査，浅沼主査

こども育成課 熊谷課長，西田係長，澤田主査

○傍聴者（0名）

○概要

1 開会

2 副市長挨拶

開会に当たり，中村副市長から挨拶があった。

3 議事

（1）協議事項

《協議事項ア 旭川市子ども・子育て審議会会長及び副会長の選出について》

立候補及び推薦もないことから，事務局案を提示し，会長は佐藤委員，副会長は片桐委員に決定した。

4 諮問（（仮）旭川市こども計画の策定について）

協議事項イに入る前に，4の諮問についてを扱うこととし，協議事項エの（仮）旭川市こども計画の策定に当たり，中村副市長から佐藤会長に諮問書を手交した。

《協議事項イ 会議運営方法等について》

会議記録内容の確認者については，会長と副会長とすること，会議記録の作成に伴う内容は要約的に作成すること，発言者の表記方法については，委員個人を特定しない表

記とし、傍聴者の発言は認めないこととして決定した。

《協議事項ウ 部会の設置及び部会員の指名について》

青少年施策に関する専門部会，放課後児童健全育成事業専門部会，児童福祉施設等専門部会の3つの部会を設置することとし，部会員を指名した。

《協議事項エ (仮) 旭川市こども計画の策定について》

(A委員)

協議事項エ「(仮) 旭川市こども計画の策定について」事務局から説明願う。

(事務局)

資料6に基づき事務局説明。

(A委員)

このことについて，委員の皆様から質問・意見等はあるか。(質問，意見なし)

なければ，調査・審議方法について，事務局案があれば説明願う。

(事務局)

資料6 (別紙) に基づき，事務局説明

(A委員)

このことについて，委員の皆様から質問・意見等はあるか。(質問，意見なし)

なければ，本審議会として諮問を受けた事項について，専門部会を設置し，調査・審議を行うこととする。委員となられた方はよろしく願います。

(2) 報告事項

《報告事項ア 旭川市こども家庭センターの設置について》

(A委員)

報告事項ア「旭川市こども家庭センターの設置について」事務局から説明願う。

(事務局)

資料7に基づき，事務局説明。

(A委員)

このことについて委員の皆様から質問・意見等はあるか。

(B委員)

子育てガイドブックを見ると，相談窓口が結構たくさんある。最近自治体では，ワンストップ窓口のような形で，まずここに行けば何でも解決するような窓口が結構できているように感じる。特に，子育てで悩んでいるお母さんなどが相談したいときに，どこに相談していいか分からないということが結構あると思う。せっかく，こども家庭センターという一つのまとまりができたので，ワンストップ窓口みたいなことはできないのか。もしくは，ここに行けばとりあえず相談を受られるようなそういった窓口がもしあるのであれば，分かりやすくアナウンスしてくれるといいと思うがどうか。

(事務局)

こども家庭センターは，子育て世帯，保護者，お子さんを含め，皆さん方の相談を受けたいと思っており，ワンストップまでなれるか分からないが，まずこちらに御相談し

ていただければ、適切なところにつないでいったりであるとか、ここに相談してみましようということで、おつなぎをしていくような役割を果たしていければと思っている。

今後の周知の方法についても、分かりやすいこども家庭センターを目指していきたいと思う。

(B委員)

具体的にどこに連絡すればいいのか。見ても分からない。

(事務局)

こども家庭センターは、おやこ応援課と子ども総合相談センターが、こども家庭センターとなっているので、今までと同じで、おやこ応援課や子ども総合相談センターに御相談をいただきたいと思っている。

(B委員)

なかなか分かりづらい。まずここについていうものがあると、非常に分かりやすいと思うので、来年、子育てガイドブックをつくる時には、まずこちらに行ったらと書いていただけると、非常にお母さん方が迷わず、まずここに連絡すればいいんだとか、まずここに話をすれば、たらい回しにならないなっていうのが分かるような形で表記していただけると助かるなと思う。

(C委員)

実際に場所が分かれているので、市民の方から設置後、不便だみたいな意見はなかったのか。

(事務局)

おやこ応援課と子ども総合相談センターに既に相談窓口があったため、特にこども家庭センター設置後に、相談される方からこども家庭センターがどこにあるか分からないであるとか、相談先が分からないという声は届いていないが、分かりづらいとは考えている。

(C委員)

おやこ応援課には手続をしたり、お金を振り込んだりするなど、そういった設備がないため、別のところに行かなければいけない。また、子ども総合相談センターにも両方行かなければならなかったといった話を聞いたことがある。

(事務局)

センターという名前が建物をイメージしてしまうが、センターという建物があるわけではなく、おやこ応援課が元々持っていた就学前の母子保健の機能と、児童の発達や虐待等を扱っている児童福祉の機能を一緒に合わせて、より連携を深めていきたいと思いますという、機能としてのセンターであるので、設置場所は二つに分かれているが、基本的に迷った場合には、今までと同様にどちらに連絡、相談をしていただいても、必要な支援の窓口につなげるように、今までよりはより一層体制は整っており、具体の支援が必要なケースについても、今まで以上に、連携した会議なども一緒に行っているところである。

(D委員)

行政側としてはそういうふうを整えたよという形ができていると思うが、実際に悩んでお母さんたちにとっては、すごく遠い、目に見えない存在に感じる。悩んでいるお

母さんたちがそこに自分からアクセスして、ワンストップ的な存在になれるのかというのがすごく疑問である。例えば、市の児童センターなど、そういうところにすぐ結びつくようなそういうシステムなどが必要と考える。受入れ体制はすごくしっかりできたと思うが、実際はどうなんだろうかというところである。

(事務局)

やはりハードルの高さであるとか、相談をしようと思うところまで至らないで、抱え込んでいらっしゃる方も、やはり地域にはいらっしゃるのかなと感じている。

今ある社会資源であれば、子育て支援センターというのが各地域にあり、そこでお子さんを遊ばせながらにはなるが、相談員、支援センターの職員の方が御相談に乗ってくださったり、そういったこともある。そういった身近なところで御相談をしていただいて、もっと専門的な支援が必要ということであれば、それを今度はこども家庭センターのほうに伝えていただくような連携の仕方をもっと強めていきたいと考えている。

(E委員)

やっぱり建物っていうイメージが非常にある。せっかくこども家庭センターを設置するのであれば、おやこ応援課が子ども総合相談センターに入ってしまう方がいいのではないかと考える。建物と機能が一緒になることで、センター的な役割を果たせるのではないかと思う。

一般市民の方はまだ、こども家庭センターの存在は分かっていないと思う。ところが、こども家庭センターが設置されたということが周知されていくと、いろいろと戸惑いが出てくると考える。その周知の仕方については、おやこ応援課は就学前の子どもたち、子ども総合相談センターは児童生徒だということの周知を徹底する、徹底されているとは思いますが、それが重要であると考えます。

また、これから市民に、こども家庭センターの設置について周知していったり、理解を求めていくときに、センターを設置することによって、どんなメリットがあるんだということを分かっていたいただくのは非常に大事だと考える。相談者がどこへ行ったらよいか迷わないようにするための調整は総括支援員を置いているので、できるような機能になっていると思う。そういう機能を十分果たすようにしていただければよいと思う。

(A委員)

他に意見・質問等あるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

《報告事項イ 令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について》

(A委員)

報告事項イ「令和7年度以降の放課後児童クラブの運営について」事務局から説明願う。

(事務局)

資料8に基づき、事務局説明。

(A委員)

何か質問・意見はあるか。

なければ、本事項については、報告を受けたこととする。

(3) その他

(A 委員)

以上で予定していた審議は終了するが、他に発言はあるか。

(F 委員)

先ほどの旭川市こども計画のことと、こども家庭センターについては、旭川に住む日本人のみを対象としているのか、それとも旭川市に住む全ての方を対象としているのか。

(事務局)

基本的に全てのお子様と考えている。

(G 委員)

開催通知に、託児費用の補助の案内が入っていたが、要綱を見ると、法人、個人問わず事業として託児を実施する事業者は利用できるとあるが、ただし、保育園、幼稚園、認定こども園、ファミサポは除きますという文言がついている。ここには補助が出ないというふうに書いてあるが、具体的にどこに預けたらいいのか。実際、これは何を対象にしているのか、ちょっと疑問である。子育てガイドブックを見ると、子どもを預けたときの預け先は全部これらに該当するものしか紹介されていないので、具体的に選択肢がないと思うが、この託児費用の補助はどういう概要であるのか。

(事務局)

女性活躍推進課が実施している事業であるため、詳細については、女性活躍推進課に確認し、後日お知らせさせていただく。

(G 委員)

子育てのいろんな施策をこれから審議されると思うが、実際に、女の人が仕事しながら、こういう活動に参加するだとか、子育てしながら仕事を続けるというような話を進めていくのであれば、こういうことのアクセスはやっぱり重要であると思っているので発言させていただいた。

(A 委員)

他に発言等あるか。

なければ、これで閉会とする。

5 閉会